

## 基本的考え方

昇降機は、すべての人にとって最も便利で安全な上下階への移動手段であり、次の点に配慮する。

- (1) 誰もが支障なく操作、乗降できる構造であること。
- (2) 非常事態が発生した場合、その情報を的確に把握し、迅速な対応ができること。

## 整備基準 バリアフリー経路を構成するエレベーターその他の昇降機

## 解説図

- (1) バリアフリー経路を構成するエレベーター（(2)に規定するものを除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。
- ア 籠(人を乗せ昇降する部分をいう。以下この項において同じ。)は、利用居室等、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
- イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- ウ 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。
- エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。
- オ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- カ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- キ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
- ク 籠内に、戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。
- ケ 不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に限る。)のバリアフリー経路を構成するエレベーターにあっては、アからウまで、オ、カ及びクに定めるもののほか、次に掲げるものであること。
- (7) 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。
  - (4) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。
  - (9) 籠内の左右両側の側板には、手すりを設けること。
- コ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、アからケまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。
- (7) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路に出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
  - (4) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字その他次に掲げる方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
    - a 文字等の浮き彫り
    - b 音による案内
    - c 点字並びに a 及び b に類するもの
  - (9) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

図 10-1  
エレベーター

整備基準 バリアフリー経路を構成するエレベーターその他の昇降機	解説図
<p>(2) バリアフリー経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア エレベーターにあつては、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(7) 昇降行程が4メートル以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、籠の定格速度が15メートル毎分以下で、かつ、その床面積が2.25平方メートル以下のもの。</p> <p>(4) 平成12年度建設省告示第1413号第1第9号に規程するもの。</p> <p>(5) 籠の幅は、70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは120センチメートル以上とすること。</p> <p>(6) 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあつては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。</p> <p>イ エスカレーターにあつては、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(7) 車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を30メートル毎分以下とし、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの。</p> <p>(4) 平成12年度建設省告示第1417号第1ただし書きに規程するものであること。</p>	<p>→図 10-2</p> <p>特殊な構造又は使用形態のエレベーター</p> <p>→図 10-3</p> <p>エスカレーター</p>

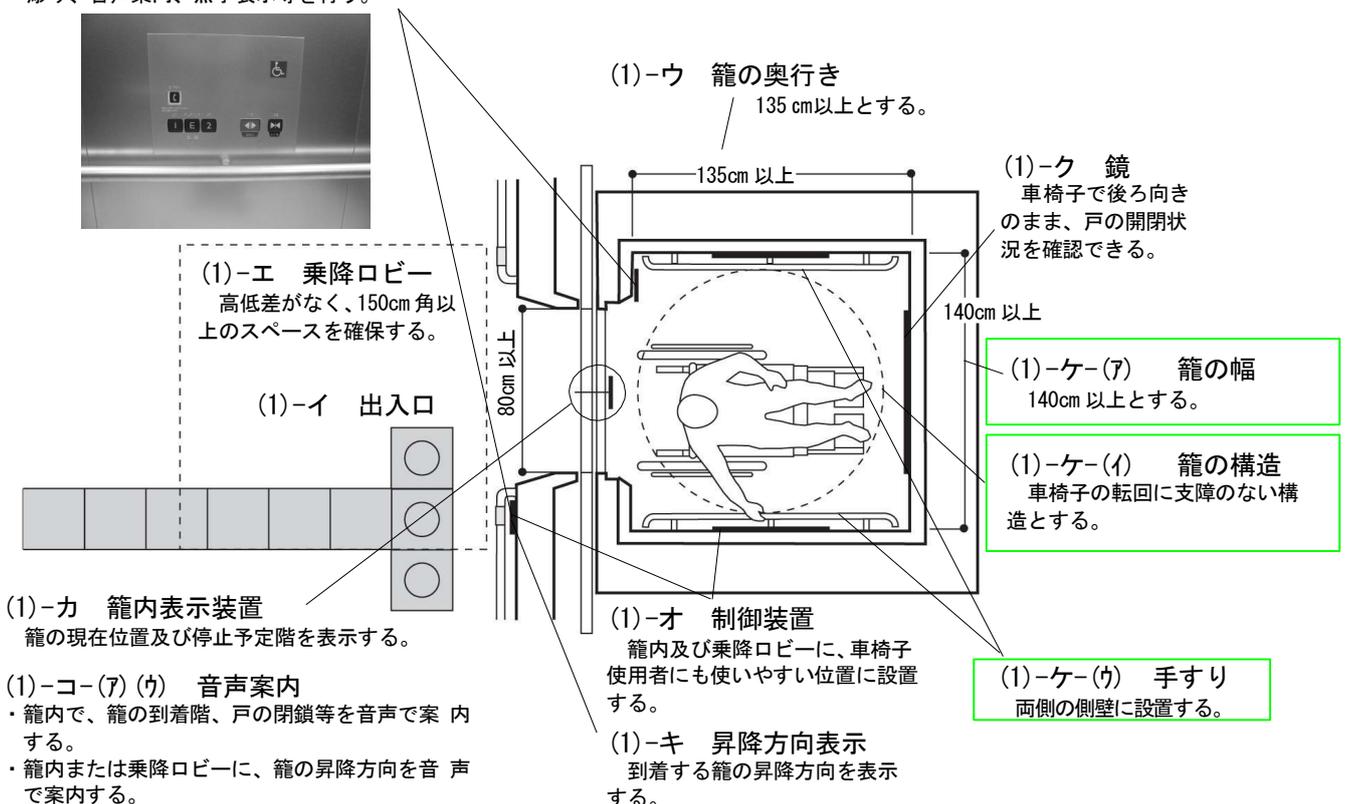
## 整備基準の解説

### ■図 10-1 エレベーター

□ 不特定かつ多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に付加される項目

#### (1)-コ-(イ) 制御装置

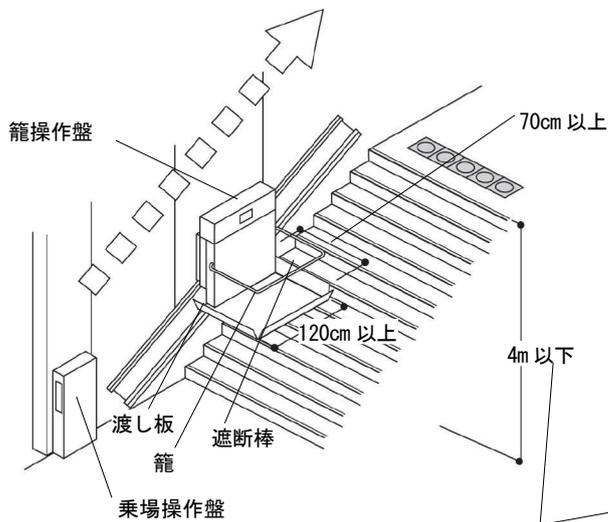
籠内及び、乗降ロビーの操作部に、文字等の浮き彫り、音声案内、点字表示等を行う。



■ 図 10-2 特殊な構造又は使用形態のエレベーター

(2)-ア 特殊な構造又は使用形態のエレベーター

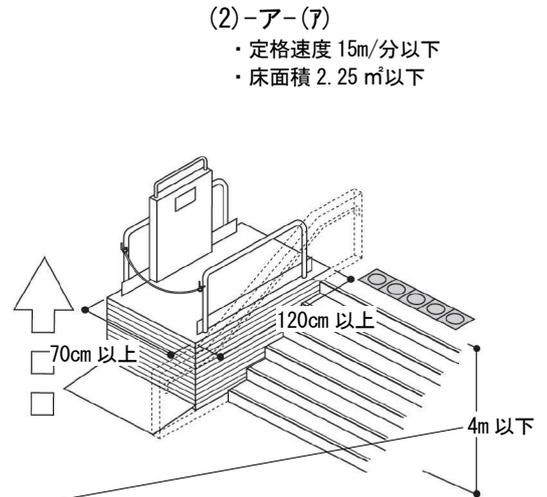
● 車椅子用階段昇降機（斜行型）



(2)-ア-(ウ) 籠の幅、奥行

(2)-ア-(ア) 昇降行程

● 車椅子用段差解消機（鉛直型）



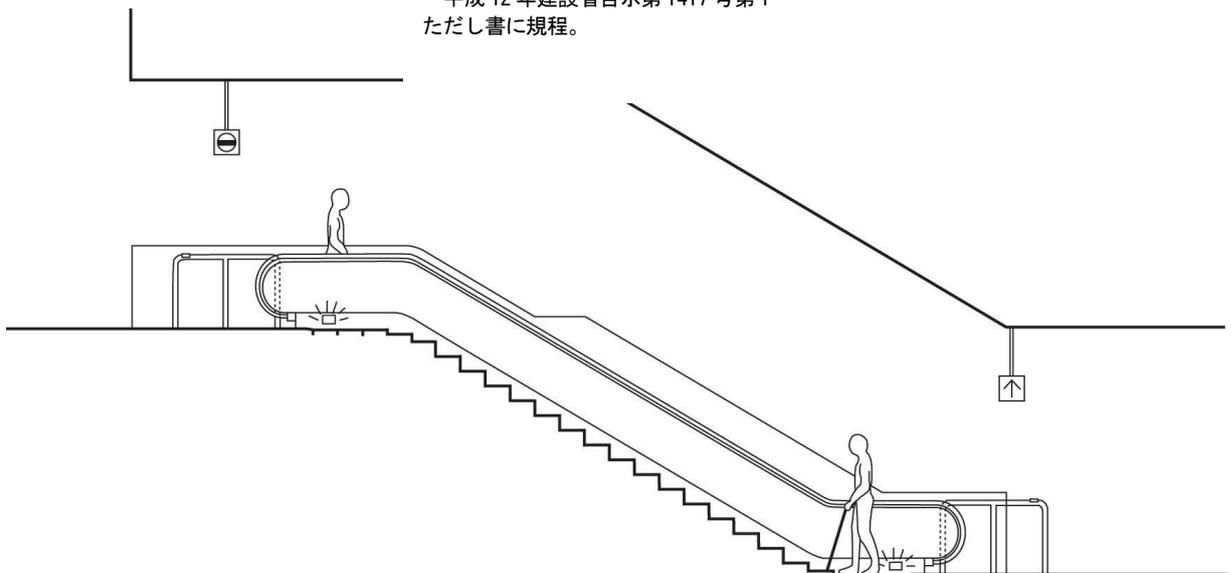
(2)-ア-(イ) 定格速度 15m/分以下  
床面積 2.25㎡以下

(2)-ア-(イ) 平成 12 年度建設省告示第 1413 号（改正：平成 21 年度国土交通省告示第 859 号）第 1 第 9 号に規程するもの。

(2)-ア-(エ) 車椅子使用者が方向変更する必要がある場合、幅および奥行きは十分に確保する。

■ 図 10-3 エスカレーター

(2)-イ-(イ) エスカレーター  
平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書に規程。



(2)-イ-(イ) 踏段  
2 段以上を同一の面に保って昇降。

(2)-イ-(イ) 車止め  
先端に設ける。

## 動作特性

※ここでは、高齢者や障害のある人等の乗降動作を表し、後述の「設計上の配慮事項」において、動作特性格、設計箇所別の配慮事項を示している。

### ●手動車椅子使用者の乗降動作

- ・制御装置のボタンを押し、籠内に乗り込み、側壁の制御装置で階数を指定する。



### ●電動車椅子使用者の乗降動作

- ・制御装置のボタンを押し、籠内に正面から乗り込み、側壁の制御装置で階数を指定する。



## 設計上の配慮事項（動作特性格別）

※ここでは、整備箇所別、動作特性格別の「設計上の配慮事項」を示している。

	設計 図内 の 番号	肢体不自由 			
		立位移乗		座位移乗	介助移乗
		杖歩行	歩行器等	車椅子（自走車椅子・電動車椅子・介助用車椅子等）	
エレベーター	整備位置	—	・エレベーターは、玄関に近くわかりやすい位置に設置する。		
	籠の大きさ	①	・奥行きは135cm以上、幅は160cm以上とし、車椅子使用者が転回できる広さとする。		
	出入口	②		・車椅子の利便性を考慮した有効幅員（80cm以上）を確保する。ただし、不特定多数の者が利用する建築物で1以上の昇降機（籠・昇降路）は、90cm以上確保することが望ましい。 ・籠と乗降ロビーの床の段差は小さくし、隙間は車椅子のキャスターが脱落しないこと。	
	籠内車椅子対応制御装置	③	・戸の開いている時間が延長できる機種を設置する。 ・上肢障害者にも操作しやすい位置で、左右の壁に設置することが望ましい。 ・操作ボタンは、操作しやすいものとし、静電気制御方式等、入力感のないものは避ける。		
	乗降ロビー車椅子対応制御装置	④	・車椅子使用者等が利用できる旨のマークを表示する。 ・操作ボタンは、操作しやすいものとし、静電気制御方式等、入力感のないものを避ける。		
	手すり	⑤	・左右及び正面の壁ににぎりやすい形状の手すりを設ける。 ・上肢障害者がボタンを押す時の補助に手すりをを用いることがあるため、手すりの高さに配慮する。		
	キックプレート	⑥		・籠内にはキックプレートを設置する。	
	鏡	⑦		・形状と設置位置は、車椅子使用者が後ろ向きで出る時、出入口周りの人や状況が見やすいよう配慮する。なお、出入口が貫通型（スルー型）、直角2方向型、トランク付型※1の籠の場合には、凸面鏡等でもよい。	
	乗降ロビー	⑧		・ロビーは、車椅子使用者が回転できる180cm角以上の水平なスペースを確保する。	
	エスカレーター	固定手すり	⑨	・乗降位置に手すりを設置する。	
踏段		⑩	・始点、終点の水平部分は3枚程度、定常段差まで5枚程度とする。		

※1 トランク付型：救急時に担架などにより病人等の搬送をする事ができる構造

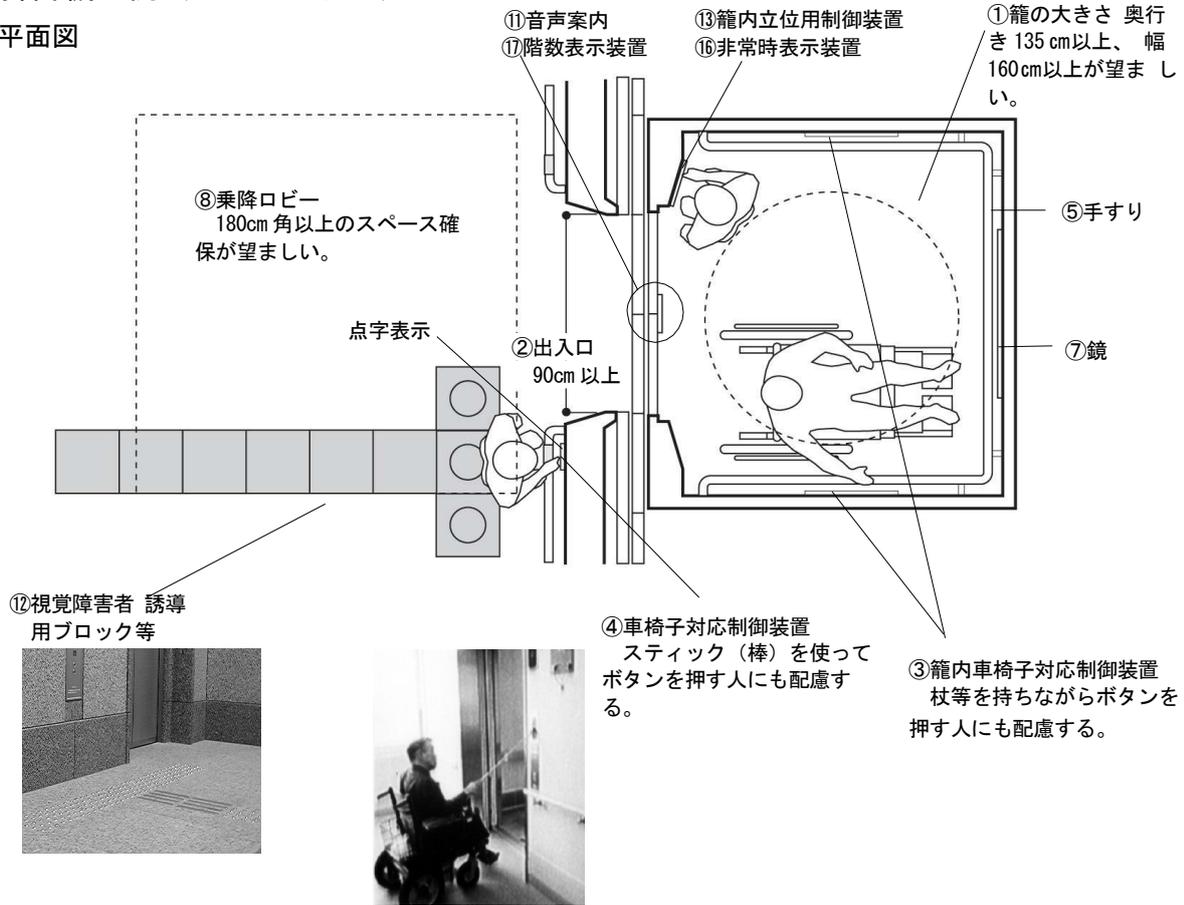
	設計図内の番号	視覚障害 		聴覚障害 		
		見えにくい(弱視/色盲)	見えない(全盲)	聞こえにくい	聞こえない	
エレベーター	音声案内	⑪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 籠内には、到着階、戸の閉鎖を音声で知らせる装置を設置する。</li> <li>・ 乗降ロビーまたは籠内では、籠が到着して戸が開いた時に、音声で昇降方向を案内する。</li> </ul>			
	視覚障害者誘導用ブロック等	⑫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受付からエレベーターまで、視覚障害者誘導用ブロック等でわかりやすく誘導することが望ましい。またエレベーターから降りた時も視覚障害者誘導用ブロック等への誘導を適切に行う。</li> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設は、呼出ボタンに誘導する。</li> </ul>			
	籠内 車椅子対応 制御装置	⑬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制御装置の取付け位置、ボタンの配列、使い方等を建物内で統一することが望ましい。</li> <li>・ 制御装置のボタンの形状は凸文字とする。点字表示を行う。点字表示は、立位用に設置することを基本とするが、視覚障害者が車椅子対応制御装置を押す場合に備えて、車椅子対応のものにも表示することが望ましい。</li> </ul>			
	乗降ロビー 車椅子対応 制御装置	⑭				
	籠内 立位用制御装置	⑮				
	乗降ロビー 立位用制御装置	⑯				
	ガラス窓	⑰			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時に内外部の様子がわかるよう、ガラス窓を設置する。防犯対策にも繋がる。</li> </ul>	
	非常時表示装置	⑱			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時に情報提供を行う表示装置等を設置することが望ましい。</li> </ul>	
	階数表示装置	⑲			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 籠内に籠の停止予定階及び現在位置を表示する。</li> </ul>	
	昇降方向表示装置	⑲			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乗降ロビーに、籠の昇降方向を表示する装置を設置する。</li> </ul>	
過負荷表示灯	⑲			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブザー音は聞えないため、籠正面の壁または戸枠上部に、過負荷表示灯を設けることが望ましい。</li> </ul>		
エスカレーター	案内表示	⑳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進入位置、方向を表示する。</li> <li>・ 行先、進行方向を音声により知らせる装置を設けることが望ましい。</li> </ul>			
	点字表示	㉑	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エスカレーターの乗降位置を知らせるために点字表示を行なう。</li> </ul>			
	点状ブロック	㉒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 点状ブロックで注意喚起する。</li> </ul>			
	足元照明	㉓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全通行に配慮して照明器具を設置する。</li> </ul>			
	くし	㉔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ くしは色表示する。</li> </ul>			

## 設計上の配慮事項（設計箇所別）

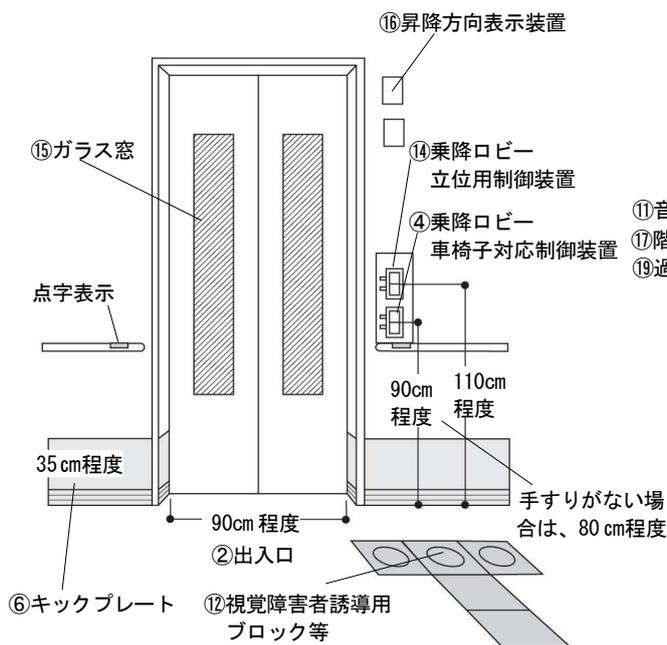
※ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

### ■昇降機の例（エレベーター）

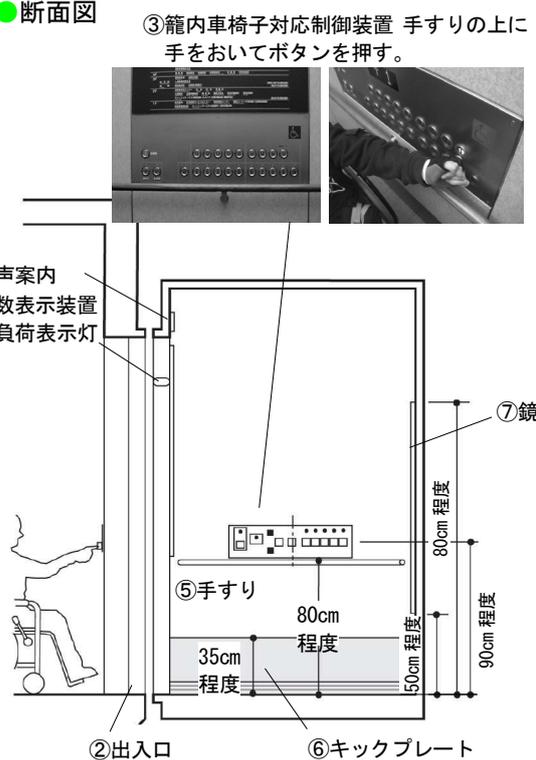
#### ●平面図



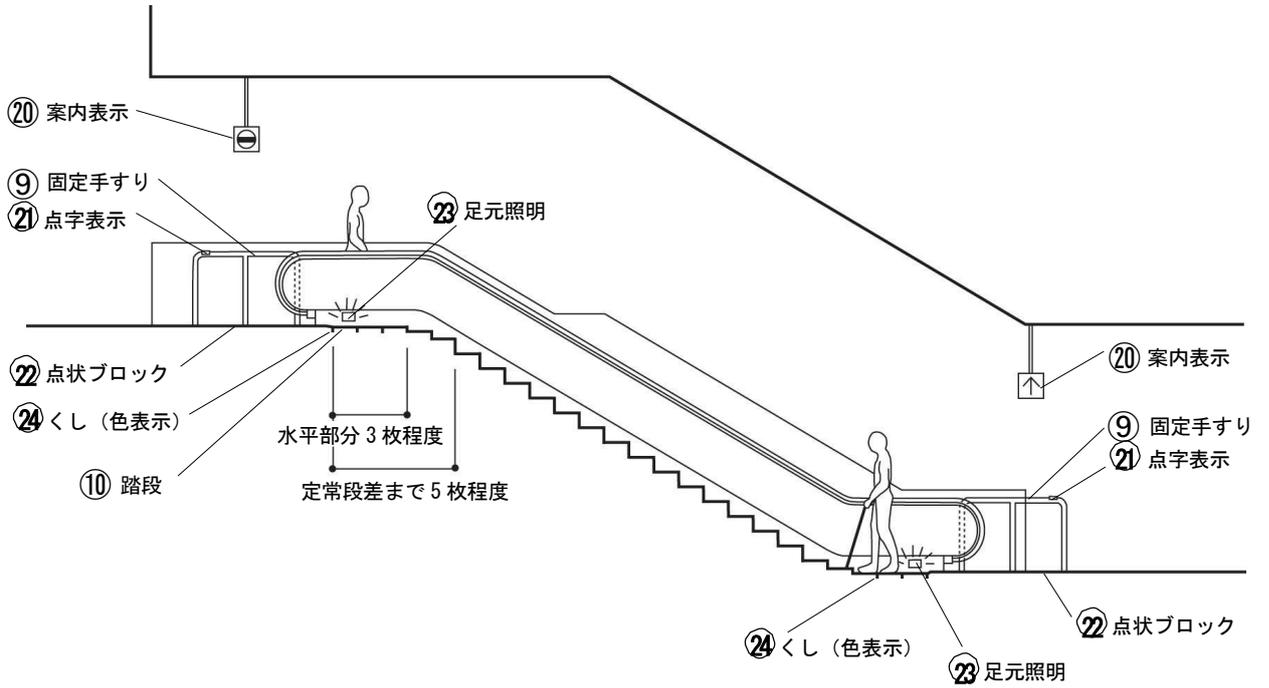
#### ●乗降ロビー



#### ●断面図



■ 昇降機の例（エスカレーター）



## 整備事例

### ● 視覚障害者誘導用ブロックのある広いロビー



- ・ 視覚障害者誘導用ブロックで呼出ボタンまで誘導している。
- ・ 籠の昇降方向を表示している。（石川県庁・金沢市）

### ● 手すりと長い鏡



- ・ 手すりが、正面の壁にも設置されている。
- ・ 鏡はキックプレート上端から上に設置されている。（石川県庁・金沢市）

### ● 非常時テレビモニター



- ・ 非常時には、テレビモニターで管理室とつながるため、聴覚障害者も安心できる。（石川県庁・金沢市）

### ● シースルーの昇降機



- ・ 縦長のガラス窓がついており、内外の様子が見える。（県庁・中央病院前地下道・金沢市）

### ● エスカレーター



- ・ 案内表示で行き先及び進行方向を知らせている。（県立美術館・金沢市）

### ● 段差解消機



- ・ 外から室内の出入りを可能にするため設置された鉛直型の段差解消機（県立美術館・金沢市）
- ・ 昇降ボタンを押すことで扉が開き昇降機に乗り込むことができる。（県立美術館・金沢市）

---

## 管理、人的対応の留意事項

- ・大規模な建築物においては、非常時にテレビモニターで管理室とつながるシステムがあることが望ましい。
- ・一時に多数の利用が集中する施設（劇場や屋内競技場等）では、高齢者や障害のある人に対して昇降機に誘導する人的対応をすることが望ましい。

---

## 知的、発達、精神に障害のある人への留意事項

### ※エレベーター

- ・知的、発達、精神に障害のある人には、閉鎖的な空間が苦手な人もおり、また、降りる階を認知しやすくなることがあることから、エレベーターの出入り口の戸へのガラス窓の設置は有効である。
- ・知的、発達、精神に障害のある人には、複雑な操作が難しかったり、文字情報を読み取りにくい人がいるため、操作しやすいボタンや音声による案内は有効である。

### ※エスカレーター

- ・知的、発達、精神に障害のある人には、誤って逆方向へ進入し、また、それによってパニックになってしまう人がいるため、音声による案内など誤進入しない工夫は有効である。

